

特 許 協 力 条 約

発信人 日本国特許庁（国際予備審査機関）

出願人代理人

殿

あて名 〒 _____

国際予備審査請求書の 受理通知書

（法施行規則第54条第1項）
〔PCT規則59.3(e)及び61.1(b)第1文、実施細則601(a)〕

この「発送日」の日付後、かつ
取扱手数料を納付した日から
6月以内に、申請すること。

発送日（日．月．年）

出願人又は代理人の書類記号

重 要 な 通 知

国際出願番号

PCT / JP /

国際出願日（日．月．年）

優先日（日．月．年）

出願人（氏名又は名称）

1. 国際予備審査機関は、国際出願の国際予備審査請求書を次の日に受理したことを通知する。

_____ 日 _____ 月 _____ 年

2. この受理の日は次に示す日である。

管轄する国際予備審査機関が国際予備審査請求書を受理した日
（PCT規則61.1(b)）

管轄する国際予備審査機関に代わって国際予備審査請求書を受理した日
（PCT規則59.3(e)）

手続補完（補正）命令の応答として、管轄する国際予備審査機関が手続補完（補正）書を受理した日

3.

受理の日は、優先日から19月が経過している。したがって、国内段階への移行を優先日から30月まで（遅い官庁がある）延期する効果を有さない官庁があること、それらの官庁については、国内段階移行の手続は、優先日から20月以内（遅い官庁がある）に行わなければならない。ただし、他の官庁については国内段階への移行は30月となることに注意。様式PCT/IB/301の附属書を参照。なお、国内移行期限の詳細については、WIPOインターネット・サイト及びPCT出願人の手引・第Ⅱ巻を参照。

この内容は、口頭又は電話により次の日に行った連絡を確認するためのものである。

_____ 日 _____ 月 _____ 年

4. 上記の3に該当する場合に限り、この通知書の写しを国際事務局に送付した。

国際予備審査機関の名称及びあて名

日本国特許庁（IPEA/JP）

郵便番号 100-8915

(TEL 03-3592-1308)

日本国東京都千代田区霞が関三丁目4番3号

権限のある職員

特許庁長官